

② お金に関すること

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	△	△

② お金に関すること

(1) 被災者生活再建支援制度

住民課 福祉グループ ☎26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

内容

被災者生活再建支援法に基づき、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。

とができますが、その後住宅を補修しても、受け取れる金額は100万円からすでに支給された50万円を差し引いた50万円です。

対象

住宅が全壊または大規模半壊した世帯

※大規模半壊、半壊、一部損壊住宅の敷地に被害が生じた場合で、そのままにしておくことが非常に危険であったり、修理するに高額な経費がかかるため住宅を解体した場合は、全壊と同等の支援が受けられます

手続き

[受付期間]

①基礎支援金

災害のあった日から25カ月以内
(令和2年(2020年)10月5日(月)まで)

②加算支援金

災害のあった日から37カ月以内
(令和3年(2021年)10月5日(火)まで)

支給額

①基礎支援金

住宅の被害程度に応じて支給される支援金

り災区分	世帯区分	支給額
全壊・解体	複数世帯	100万円
	単身世帯	75万円
大規模半壊	複数世帯	50万円
	単身世帯	37万5千円

[必要なもの]

共通

- ・り災証明書
- ・預金通帳の写し

解体した場合

- ・解体証明書
- ・滅失登記簿謄本
- ・敷地被害証明書類(敷地被害解体)

②加算支援金

住宅の再建方法に応じて支給される支援金

り災区分	再建方法		支給額
全壊・解体	建築・購入	複数世帯	200万円
		単身世帯	150万円
	補修	複数世帯	100万円
		単身世帯	75万円
	貸借	複数世帯	50万円
		単身世帯	37万5千円
大規模半壊	建築・購入	複数世帯	200万円
		単身世帯	150万円
	補修	複数世帯	100万円
		単身世帯	75万円
	貸借	複数世帯	50万円
		単身世帯	37万5千円

加算支援金

- ・住宅の建設・購入、補修、借家の賃貸借についての契約書など

※加算支援金を重複して受け取ることはできません

(例)住宅全壊後、一時的に賃貸アパート等に居住した場合には加算金50万円を受け取るこ

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

② お金に関すること	
(3) 災害弔慰金(北海道)	胆振総合振興局地域創生部地域政策課 ☎0143-24-9596

内容

災害により被災した方に対し、災害弔慰金を支給します。

対象

災害により亡くなった方の遺族または重傷者本人

支給額

亡くなった方の遺族	10万円
重傷者	5万円

手続き

北海道が対象者へ申請書類を郵送し、直接支給します。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

② お金に関すること

(4) 災害弔慰金・災害障害見舞金(町)

住民課 福祉グループ ☎26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

〔1〕 災害弔慰金

内容

災害により死亡された町民の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金を支給します。

対象

災害により死亡した方(厚真町に住民登録のある方、外国人登録がある方)の遺族

〔支給の範囲・順位〕

①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹(同居または生計を同じくしていた方に限る)

支給額

生計維持者：500万円
その他の者：250万円

手続き

〔受付期間〕

通年

〔必要なもの〕

上記窓口にお問い合わせください。

その他

平成30年北海道胆振東部地震により直接死亡された方以外で、地震が死亡の原因となった「災害関連死」と思われる方の遺族などから相談を受け付けています。

〔災害関連死にあたる可能性が高い方の例〕

- ・環境の激変(避難所等生活の肉体・精神的疲労など)が死亡の原因と思われる方
- ・災害の発生からおおむね6カ月以内の間に死亡された方

※災害関連死による災害弔慰金の支給については、災害弔慰金支給審査委員会を設置し審査する予定です。

〔2〕 災害障害見舞金

内容

災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害障害見舞金を支給します。

対象

災害により重い障がいを受けた方

支給額

生計維持者：250万円
その他の者：125万円

手続き

〔受付期間〕

通年

〔必要なもの〕

上記窓口にお問い合わせください。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

② お金に関すること

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付

胆振総合振興局保健環境部社会福祉課
子ども子育て支援係 ☎0143-24-9845

内容

ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養する児童の福祉の増進するため、ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要になったときに貸し付けを受けられます。

手続き

貸付金の種類によりそれぞれ貸付限度額や償還期間、貸付利率等が定められ、借入申請は、事前の相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。

対象

- ①母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方)
ア：母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方)
イ：母子・父子福祉団体(法人)
ウ：父母のいない児童(20歳未満)
- ②父子福祉資金(以下のいずれかに該当する方)
ア：父子家庭の父(配偶者のない男子で現に児童を扶養している方)
イ：母子・父子福祉団体(法人)
ウ：父母のいない児童(20歳未満)
- ③寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方)
ア：寡婦(かつて母子家庭の母であった方)
イ：40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母および寡婦以外の方

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

② お金に関すること

(7) 年金担保貸付

独立行政法人福祉医療機構
☎03-3438-0224

内容

国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保として国民年金、厚生年金、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資します。保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。

額を返済剰余金として受給者の指定した預金口座に振込みます。

〔保証人等〕

連帯保証人（審査基準あり）が必要となります。

〔金利〕

独立行政法人福祉医療機構ホームページをご確認ください。

<http://www.wam.go.jp/hp>

対象

年金受給者

貸付内容

〔資金使途〕

保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、教育、冠婚葬祭、事業維持、債務等の一括整理生活必需物品の購入、住宅改修資金など

手続き

独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせください。

〔融資額〕

次の3つの要件を満たす額の範囲内

- ① 10万円～200万円の範囲内（1万円単位）
※ただし、資金使途が生活必需物品の購入の場合は、10万円～80万円の範囲内
- ② 年額が受給している年金の0.8倍以内（所得税額に相当する額を除く）
- ③ 1回あたりの定額返済額の15倍以内（ご融資額の元金相当額をおおむね2年6カ月以内で返済）

〔返済方法〕

- ・独立行政法人福祉医療機構が受給者の年金を年金支給機関から直接受け取ることで返済されます。
- ・年金支給機関から偶数月に支給される年金のうち、受給者が指定した額（定額返済額）を返済に充てることとなります。
- ・定額返済額の上限は、1回あたりの年金支給額の3分の1以下とし、下限は1万円とします。なお、返済額は1万円単位とします。
- ・年金支給額から定額返済額を差し引いた金

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

② お金に関すること

(8) 恩給・共済年金担保融資

(株)日本政策金融公庫室蘭支店
☎0143-44-1731

内容

恩給等を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。

貸付内容

【貸付限度額】

- ①恩給や災害補償年金を受けていて、恩給・共済年金担保融資を現在ご利用されていない方
→一人につき250万円。ただし、担保とする年金の年額の3年分以内。
- ②共済年金や厚生年金を受けていて、恩給・共済年金担保融資を現在ご利用されていない方
→一人につき250万円。ただし、担保とする年金の年額の1.6年分以内。

【対象経費】

住宅などの資金や事業資金

【金利】

(株)日本政策金融公庫にご確認ください。

手続き

(株)日本政策金融公庫室蘭支店にお問い合わせください。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

2 お金に関すること

(9) 住家被害見舞金(北海道)

胆振総合振興局地域創生部地域政策課
☎0143-24-9596

内容

北海道自然災害に伴う住家被害見舞金支給要綱に基づき、住家被害見舞金を支給します。
※北海道から直接支給されます。

対象

自己所有の家屋ならびに借家に居住し、り災証明書の判定が「半壊」以上の世帯主

支給額

居住家屋区分	被害程度	支給額
自己所有	全壊	20万円
	半壊	10万円
借家	全壊・半壊	6万円

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	○

2 お金に関すること

(10) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル
☎0120-086-353

内容

自然災害等により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、住宅を建設・購入・補修する際に受けることのできる融資です。

※詳細は住宅金融支援機構に直接お問い合わせください。

手続き

住宅金融支援機構にお問い合わせください。

〔受付期間〕

災害のあった日から2年間
(令和2年(2020年)9月5日(土)まで)

対象

被害を受けた住宅の所有者または居住者で以下のり災証明書を発行された方で、自身または60歳以上の親などが居住するための住宅を建設・購入・補修する方

	り災区分
建設・購入	全壊、大規模半壊、半壊
補修	住宅に被害が生じた旨 (一部損壊も対象)

融資内容

〔融資額〕

・建設

	基本融資額	特例加算額
建設資金	1,680万円	520万円
土地取得資金	970万円	/
整地資金	450万円	

・購入

	基本融資額	特例加算額
購入資金	2,650万円	520万円

・補修

補修資金	740万円
整地資金	450万円
引方移転資金	450万円

〔返済期間〕

建設・購入	35年以内
補修	20年以内

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

② お金に関すること

(11) 住宅ローンの返済(自然災害債務整理ガイドライン)

全国銀行協会相談室
☎0570-017-109

内容

災害などにより、被災された方が生活再建に向け住宅ローンを抱えたまま再スタートすることがないようにするため、一般財団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関によりまとめられたガイドラインにより住宅ローンの免除・減額を受けるための手続きがあります。

対象

災害などにより、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できないこと、または近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実に見込まれる方

手続き

①手続きの着手

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます。

②専門家による手続支援を依頼

金融機関等から手続着手について同意が得られた後、地元弁護士会を通じて、自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼します。

③債務整理（開始）の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申請書のほか財産目録などの必要書類を提出します。債務整理の申請後は債務の返済や督促は一時停止となります。

④調停条項案の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類を作成します。

⑤調停条項案の提出・作成

「登録支援専門家」を経由して、金融機関ガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します。

⑥特定調停の申立

債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます。

⑦調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	○

2 お金に関すること	
(13) 義援金の配分	総務課 財政グループ ☎27-2481 (役場庁舎別館前プレハブ)

内容
厚真町で被災されて人的被害および住家被害を受けた方に、国内外からお寄せいただいた義援金を配分します。

配分額
人的被害

●町配分の義援金
人的被害を受けた方の遺族に配分される義援金

対象	配分額
死亡者	15万円
重傷者	10万円

●道配分の義援金

対象	配分額
死亡者	100万円
重傷者	50万円

住宅被害

●町配分の義援金
住宅に被害を受けた方(自己所有住宅の居住者または借家の居住者)に配分される義援金

り災区分	居住区分	配分額
全壊	自己所有	30万円
	借家	6万円
大規模半壊	自己所有	25万円
	借家	6万円
半壊	自己所有	25万円
	借家	6万円

半壊に至らない(家財被害を含む)	自己所有	10万円
	借家	5万円

●道配分の義援金
住宅に被害を受けた方(自己所有住宅の居住者または借家の居住者)に配分される義援金

り災区分	配分額
全壊	100万円
大規模半壊	50万円
一部損壊	10万円

住宅再建

●建築・購入
町内で新たに住宅を建設・購入した方に配分される義援金

り災区分	配分額
全壊	100万円
大規模半壊	
半壊	

●修繕
住宅を修繕した方(自己所有住宅の居住者)に配分される義援金

り災区分	配分額
全壊	最大50万円(※1)
大規模半壊	
半壊	
一部損壊	最大15万円(※2)

(※1)78万4千円の基準額の廃止により、被災住宅応急修理後の自己負担額に対して万円未満を切り捨てた額

(※2)10万円の基準額廃止により、自己負担額に対して万円未満を切り捨てた額

その他

●各自治会のコミュニティ維持再建等
各自治会にコミュニティ維持再建などのために配分される義援金

配分額	対象
100万円	町内34自治会

手続き

〔受付期間〕

平成30年(2018年)10月29日(月)～令和3年(2021年)10月5日(火)

〔必要書類〕

●共通

- ・印鑑
- ・預金通帳の写し
- ・申請者の本人確認ができるもの（運転免許証や健康保険証など）

●人的被害

〈重傷者の場合〉

- ・医師の診断書

●住宅被害

〈全壊・大規模半壊・半壊の場合〉

- ・り災証明書

〈一部損壊・半壊に至らない場合〉

- ・り災証明書・被災証明書（お持ちの方のみ、改めてり災証明書・被災証明書を申請する必要はありません）
- ・震災時点で対象家屋に住民票が無い方は、生活実態を確認できる資料（直近の公共料金を確認できる請求書等）

●住宅再建

〈建築・購入の場合〉

- ・契約書
- ・領収書

〈修繕の場合〉

- ・り災証明書
- ・修繕の内容が確認できるもの（契約書、請求書など）
- ・被災住宅応急修理の証明書（被災住宅応急修理制度を利用した方）

●各自治会のコミュニティ維持再建等

平成31年(2019年)1月31日(木)開催の自治会長会議で配布した申請書

その他

今後、追加配分がある場合には、広報紙やホームページ等でお知らせしますが、最初に出された申請書をもって追加配分等の申請があったものとしてします。

※必ずしも追加配分があるとは限りません。

※住宅再建（建築・購入・修繕）に関しては再度申請が必要です。